

平成28年6月22日

上告審から見た書記官事務の留意事項(平成27年分)

最高裁判所裁判部書記官室

この留意事項は、あるべき書記官事務を身に付けてもらうための一助になればとの思いから、平成27年1月1日から同年12月31日までに送付された上告等事件記録を基に、書記官として、適正な事務処理を行うために注意すべき点を探り上げるとともに、その事務処理の根拠や目的を記載したものである。

なお、調書や勾留票の留意事項を見ていただくと分かるように、記載してある留意事項は、送付された記録から気付いた点を探り上げたものであり、全ての注意点を網羅しているものではない。

これらの点を踏まえ、各職場や個々の書記官においては、本留意事項に含まれる注意すべき点を自らの問題と認識し、日常の事務を行うに当たって、注意を欠くことなく適正な事務を行っていくためにはどうすればいいかを、正しい事務を行うことを阻害する要因を的確に分析した上で、当該事務処理の根拠や目的に立ち返って検討し、さらには、本留意事項に含まれない点についても、日常の事務処理の中に類似の注意すべき点がないかを点検して、同様の検討を行い、適正な事務処理に向けた事務の改善に活かしていただきたい。

目 次

第 1 民事・行政関係	1
1 受付・立件に関するもの	1
2 送達・通知に関するもの	1
3 調書・書類作成に関するもの	5
4 訴訟手続の進行に関するもの	8
5 裁判書の点検に関するもの	9
6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの	10
7 その他	12
第 2 刑事関係	21
1 受付・立件に関するもの	21
2 送達・通知に関するもの	21
3 勾留・保釈に関するもの	23
4 調書・書類作成に関するもの	23
5 裁判書の点検に関するもの	25

第1 民事・行政関係

1 受付・立件に関するもの

委任状を受け付ける際は、裁判所名、事件番号、当事者名、法人の代表者名、委任事項等が正確に記載されているかどうかを確認する。

(留意点)

代理人が訴訟行為をするのに必要な授権を欠いている場合は、絶対的上告理由（民訴法312条2項4号）や再審事由（同法338条1項3号）となる。したがって、訴状審査の際に委任状の記載事項を点検し、例えば、上告事件の提起と上告受理申立て事件の申立てがなされたが委任状の委任事項には上告受理申立て事件のみが記載されている場合や、委任状を作成した法人の代表者が登記簿上の代表者と異なる場合など、訴訟行為の授権の有無について疑義がある場合には、裁判官に相談した上、当事者に確認し、補正させるなどの適切な措置を講じる必要がある。

2 送達・通知に関するもの

(1) 証人呼出状には尋問事項書を添付する必要がある（民訴規則108条）。

送達報告書の送達書類欄にも「尋問事項書」を記載する。

(2) 固有必要的共同訴訟の場合、上告状に記載された当事者のほか、上告審で当事者とすべき者がいる場合にはその者にも上告提起通知書を送達する。

(留意点)

固有必要的共同訴訟の控訴審判決に対して一部の共同訴訟人のみが上告した場合においても、共同訴訟人全員が上訴人たる地位に就くから、上告しなかった共同訴訟人にも上告提起通知書を送達する（最三小判昭和38年3月12日民集17巻2号310頁参照）。

(3) 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(留意点)

民訴法102条3項にいう被収容者は、受送達者となり得るすべての訴訟関係人を含み、本人が被収容者となった時点で生じる特殊な法律関係により、受送達者とすべき者が法の規定により強制的に変更され、本人を受送達者とすることができなくなる。送達場所の届出を前提にしている送達受取人についても、その届出は本人が収容されている限り、その効力が一時停止すると解する（民事訴訟関係書類の送達事務の研究（新訂）63頁3(3), 65頁(6)）。

(4) 特別送達郵便を発送するときは、封筒の宛先、封入する送達書類と郵便送達報告書の記載内容に齟齬がないことを確認する。

また、返送された郵便送達報告書の配達担当者作成部分に以下のような不備がある場合は、補正を依頼する。

ア 受領者の押印又は署名欄と送達方法欄の受領者が異なっている。

イ 送達の場所欄の住所に不備（町名の記載漏れ等）がある。

ウ 送達年月日時欄に明らかな誤記（年度の誤り等）がある。

(5) 家事事件手続法別表第一事件の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、第一審における審判を受ける者となるべき者は当事者とはならないので、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を送付する必要はない。

（留意点）

家事事件手続法別表第一事件の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）において各種通知等を行う場合には、「平成 26 年 2 月 19 日付け家庭局第二課長・総務局第三課長書簡」を参照するなどして、「当事者」、「審判を受ける者」、「審判を受ける者となるべき者」等の概念の違いを理解した上で、適切な事務処理を行う必要がある。

(6) 家事事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、原裁判所は、抗告状却下命令等があったときを除き、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付する必要がある。また、この送付をした場合には、その旨を記録上明らかにしておかなければならぬ。

（留意点）

特別抗告提起通知書の抗告人への到達は、抗告理由書の提出期間の起算点となるところ（家事事件手続規則 63 条），抗告人が同期間内に抗告理由書を提出しなけれ

ば、特別抗告は原裁判所により直ちに却下されることから、その到達時期を明確にする必要がある。そのため、同規則 62 条においては、特別抗告がされた場合、原裁判所の裁判長による抗告状却下の命令又は原裁判所による抗告却下の決定があつたときを除き、抗告人との関係では、原裁判所が抗告提起通知書を「送達」すべきものとしている。他方、抗告人以外の原審における当事者及び利害関係参加人との関係では、上記のように到達時期を明確にする必要がないことや、家事審判に関する手続における各種書面について送達ではなく送付で足りるものとしている法の趣旨を考慮し、「送付」で足りるものとしている（条解家事事件手続規則 153 頁）。

(7) 家事事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、原裁判所は相手方に対して、特別抗告状（抗告許可申立て書）写しの送付を行う必要がない。

（留意点）

抗告状の写しの送付に当たっては、その抗告が抗告状の写しの送付の規律の対象から除外されるものか否か、又は家事事件手続法 88 条 1 項ただし書に定める場合に該当するか否かを判断する必要があり、これらの判断は、抗告裁判所がすべきものと解されることから、同項では、抗告状の写しの送付主体を抗告裁判所としている（逐条解説家事事件手続法 286 頁）。したがって、特別抗告状の写しの送付主体は特別抗告裁判所となる。

(8) 非訟事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（許可抗告申立て事件）においては、原裁判所は、抗告状却下命令等があつたときを除き、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を、抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付する必要がある（非訟事件手続規則 66 条 1 項、60 条）。また、この送付をした場合には、その旨を記録上明らかにしておかなければならない。

(9) 判決書正本の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から 2 週間以内にしなければならない（民訴規則 159 条 1 項）。

（留意点）

判決書正本の送達は、これにより、当事者が判決の内容を知ることができるだけでなく、上訴期間が進行し、また、直ちに強制執行に着手することができる場合も

あるなど、当事者の重大な利害に関わるものであるため、判決言渡し後できるだけ早期に行われる必要がある。

そのためには例えば、当事者から交付送達の申入れがあったとしても、受領のために出頭しない場合は受取りを催促し、受領が遅れるような場合は郵便による送達に切り替えるなど、送達手続の経過状況を注視し、状況に応じた適切な措置を講じながら、2週間以内に送達が完了するようにする。

(10) 行政訴訟（抗告訴訟）に関連請求に係る訴えが併合されている場合、相手方が同一の地方公共団体であっても、個別法の規定によって、請求ごとに代表者が異なることがある。その場合には、訴状副本、控訴状副本、上告提起通知書等の送達は、代表者それぞれに対してする。

（留意点）

行政事件における抗告訴訟の被告適格は、行政事件訴訟法に定められており、原則として処分等をした行政庁の所属する国又は公共団体とされている（行訴法 11 条、38 条 1 項）。そこで、抗告訴訟の訴状は、原則として、処分等をした行政庁の所属する国又は公共団体を代表する者に送達することになる（民訴法 102 条 1 項、37 条）。

国が被告となる場合の受送達者は法務大臣となるが（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 1 条），普通地方公共団体（地方自治法 1 条の 3 第 2 項）が被告となる場合、受送達者は、代表者である都道府県知事、市町村長となる（地方自治法 139 条 1 項及び 2 項、147 条）。

しかし、地方公共団体を被告とする訴訟について、個別法に委員会等を代表者とする規定がある場合、受送達者は委員会等の代表者となる。例えば、公安委員会の処分等に係る地方公共団体を被告とする訴訟については、公安委員会が当該地方公共団体を代表する（警察法 80 条）ため、受送達者は、公安委員会の代表者である委員長となる（地方公共団体を被告とする訴訟について代表の定めのある規定の一覧は、行政裁判資料 78 号改正行政事件訴訟法執務資料 140 頁を参照）。

一方、抗告訴訟には関連請求に係る訴えを併合することができ（行訴法 16 条 1 項），被告が地方公共団体である場合、関連請求が民事訴訟であると、受送達者は、その代表者である都道府県知事、市町村長となる。

そうすると、被告が同一の地方公共団体であっても、請求ごとに代表者が異なる場合があり、その場合には、それぞれに訴状副本等を送達する必要がある。また、例えば、第一審で全部棄却判決があり、全部について控訴があった場合の控訴審においても、それぞれに控訴状を送達する必要がある。

以上のように、請求によって代表者が異なる場合があることを理解し、裁判官との間で認識を共有した上で、送達事務等に遗漏がないよう留意する。

- (11) 上告提起通知書（上告受理申立て通知書）は、上告人（申立人）に送達するとともに、被上告人（相手方）に対しても速やかに送達する。

（留意点）

上告理由書の提出期間は、上告人が上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日間と定められている（民訴規則 194 条）。附帯上告が上告理由と別個独立の理由に基づくときは、通常の附帯上告とは異なり、上告理由書の提出期間が定められていることとの権衡上、当該上告の上告理由書提出期間内に、原裁判所に附帯上告状及び附帯上告理由書を提出して提起することを要する（最三小判昭和 38 年 7 月 30 日民集 17 卷 6 号 819 頁）。上告提起通知書の送達の遅滞は、当事者の不服申立ての権利行使の期間を制約することにもなりかねない点に留意する。

3 調書・書類作成に関するもの

- (1) 調書を作成するときは、次のような点に注意する。

- ア 口頭弁論調書の弁論の要領等欄を作成するときは、その主体（裁判官、原告、被告等）を明らかにして、訴訟行為を記載する。
- イ 口頭弁論期日に証拠調べが行われ、速記官が立ち会ったときは、口頭弁論調書の弁論の要領欄の冒頭部分にその旨を記載する。
- ウ 弁論準備手続終結後の口頭弁論において、当事者が弁論準備手続の結果を陳述したときは、その旨を口頭弁論調書に記載する。

（留意点）

弁論準備手続が終結した場合は、直接主義の要請から、当事者は、その後の口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならないとされ（民訴法 173 条），それにより、弁論準備手続で行われた全ての訴訟行為は口頭弁論で行われたのと同一の効果が生じ、それらを判決の基礎とすることが可能となることになる。

弁論準備手続の結果陳述が行われたことは、「口頭弁論の方式に関する規定の遵守」に関する事項に該当し、調書によってのみ証明することができる事項であるので（民訴法 160 条 3 項、民事実務講義案 I（五訂版）93 頁、115 頁），記載漏れのないよう留意する。

- (2) 移送前の裁判所で口頭弁論が行われた後に事件の移送を受けた裁判所で当事者が従前の口頭弁論の結果を陳述したときや、控訴審の口頭弁論期日にお

いて当事者が第一審における口頭弁論の結果を陳述したときは、その旨を口頭弁論調書に記載する。また、口頭弁論の結果が陳述されていない事件が後に併合されたときも同様である。

(留意点)

弁論の更新を行ったことは、「口頭弁論の方式に関する規定の遵守」に関する事項に該当し、調書によってのみ証明することができる事項である（民訴法 160 条 3 項、民事実務講義案 I（五訂版）93 頁、114 頁参照）。また、弁論の更新手続を行わなかつたことは絶対的上告理由（民訴法 312 条 2 項 1 号）に当たるので、裁判所の構成が変わったときは特に注意を要する。

(3) 期日指定書や口頭弁論調書の作成に当たっては、指定書で指定した日時と弁論調書の開廷日時の記載に齟齬がないように正確に記載するとともに、期日の連續性などに誤りがないよう注意する。

(4) 口頭弁論調書には、期日に立ち会って調書を作成した書記官の記名下に押印する。

(留意点)

裁判所書記官の記名押印は調書の完成要件である（民訴規則 66 条 2 項）。特に口頭弁論終結時の調書に、調書を作成した書記官の記名があつても名下の押印が欠けていると調書が無効となる。その結果、口頭弁論終結の日や最終の口頭弁論に関与した裁判官の構成が明らかでなく、判決書に署名した裁判官が基本たる口頭弁論に関与した裁判官であると認める資料もないことになり、絶対的上告理由（民訴法 312 条 2 項 1 号）に当たり、上訴審において破棄されることがあり得るばかりか、再審の事由（同法 338 条 1 項 1 号）にもなることから、注意を要する。

(5) 控訴審で提出される書証には、第一審で提出された書証の最終番号に連続する番号を付す。

(留意点)

控訴審の審理構造は、第一審の訴訟資料と控訴審で追加された訴訟資料とで控訴審の弁論終結時において、第一審判決がなお維持できるか否かを検討する統審制である。控訴審では、第一審の続行としてその訴訟資料を引き継ぎ、更に新資料の提出もできることになっており、控訴審で提出された書証は第一審で提出された書証の追加訴訟資料という扱いとなる。控訴審で提出された書証に新たに書証番号を付

すと、第一審で提出された書証と書証番号が重複することから、控訴審で提出された書証の番号は、第一審において提出された書証の最終番号に連続して付すのが実務の取扱いである（書記官実務研究報告書「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」22頁、138頁参照）。

(6) 書証目録の記載にあたっては、原本に代えて写しが提出された場合と、写しが原本として提出された場合を混同しないよう注意し、認否欄を記載する場合には、原本の存在の認否と成立の認否双方を意識した上で正確な記載を行う。・

(留意点)

原本に代えて写しを提出する方法による書証の申出方法は、写しに対応する「原本」自体を証拠方法とするものであり、「写し」自体が証拠方法となるものではない。この場合は書証目録の標目等欄に「○○（写し）」と括弧を付して表示する。

一方、写しを原本として提出する方法による書証の申出方法は、「写し」自体を証拠方法とするものである。この場合は、標目等欄に「○○写し」と括弧を付さずに表示する。

前者の場合、相手方においては、原本の存在に対する陳述と、同原本の成立に関する陳述がなされることになるが、後者の場合は、写しの成立についての陳述がなされることになる（ただし、写しの元となった原本について、その存在とその成立に関する陳述が行われたときには、「成立」欄にその旨を併記する。民事実務講義案I（五訂版）146頁）。

(7) 証人等目録の証拠調べの施行欄の指定期日の時刻は、12時間制で記載し、午前又は午後の表示は省略する（民事実務講義案I（五訂版）158頁（注2））。

(8) 同一期日に複数の証人尋問が行われた場合には、尋問調書の「宣誓その他の状況」欄の「□後に尋問されることになっている証人は、□在廷しない。□裁判長（官）の許可を得て在廷した。」の該当箇所にチェックを忘れないようにする（民訴規則120条）。

(9) 尋問調書添付の宣誓書には、ボールペンなどの容易に摩滅することのない筆記用具を用いて署名させる。仮に誤って鉛筆で署名がされた場合には、当該署名の摩滅防止のために写しを編てつするなどの措置を講じておくのが相当である。

(10) 判決正本の作成に当たっては、原本との同一性（裁判官名、別紙など）に留意し、落丁、乱丁等のないようにする。

（留意点）

判決正本を適正に作成するためには、裁判官と書記官が原本等の受け渡し方法や正本の作成方法について、共通認識を持つことが必要である（平成26年7月24日付け総務局第三課長事務連絡参照）。仮に、送達された書類の正本・副本等の内容が原本と一致していない場合は、正・副本としての有効性や送達の効力に疑義が生じるが、その認定は裁判体の権限であり、送達事務取扱者である書記官がこの認定をすることはできないから、これらの疑義が生じた場合は速やかに裁判体に報告し、再送達の必要性等について判断を仰ぐ必要がある。

4 訴訟手続の進行に関するもの

(1) 弁論準備手続に付する旨の決定が最初の口頭弁論期日前であるときは、当事者に異議がない場合に限られるので、記録上その旨を明らかにしておく。

（留意点）

事件を弁論準備手続に付する場合は、当事者の意見を聴かなければならない（民訴法168条）が、それが最初の口頭弁論期日前である場合には、当事者に「異議がない」ことが積極的要件である（民訴規則60条1項、控訴審につき同179条）。

(2) 期日指定は裁判長の権限である（民訴法93条1項）が、期日指定の取消しの裁判を含む期日変更の裁判は、裁判所が決定の方式で行う。

(3) 電話会議システムにより弁論準備手続の期日における手続を行うことが許されるのは、当事者の一方が期日に出頭した場合に限られる（民訴法170条3項但書）。

(4) 受命裁判官の指定等については、次のような点に注意する。

ア 合議事件で受命裁判官に弁論準備手続（和解手続、進行協議期日）を行わせる場合には、合議体によるその旨の決定及び裁判長による受命裁判官の指定が必要である。

イ 受命裁判官の交替がある場合には、裁判長が、先に指定した受命裁判官の指定を取り消し、後の受命裁判官を指定することが必要である。

(留意点)

弁論準備手続等を主宰するのは、受訴裁判所であるが、受訴裁判所は受命裁判官にこれらを行わせることができる（民訴法 89 条、171 条 1 項、民訴規則 31 条 1 項等）。

訴訟行為者を常に意識し、手続調書において訴訟行為者を記載するときにも、裁判所（合議体）の場合と受命裁判官の場合を正確に区別して記載する必要がある。

5 裁判書の点検に関するもの

(1) 裁判長（官）の言い渡した判決の原本を受領したときは、同原本の交付を受けた日を正しく付記する（民訴規則 158 条参照）。

(2) 裁判書の点検においては、裁判所の表示の欠落、誤記、主文と理由中の判断に齟齬、脱漏がないか確認する。

(留意点)

判決点検を行うに当たっては、点検範囲について、具体的に何を確認すべきか裁判官と共に認識の下で行うことが重要である。裁判官の異動直後などは裁判所の表示の誤記に特に注意が必要である。

(3) 裁判書の原本には頁の前後が入れ替わるなどの乱丁があつてはならないので、連續性が確保されているかを確認する（平成 11 年 2 月 3 日付け総務局長等通知「民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書の契印の取扱いについて」）。

6 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの

(1) 上告提起・上告受理申立て等については、次の点に注意して審査を行う

(別紙参照)。

ア 上告受理の申立てに係る事件が民訴法318条1項の事件に当たるか否かは、上告裁判所である最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがって、提出期間内に提出された理由書に形式的に同項の事件に当たる旨の記載がある場合には、原審において、その内容を実質的に判断し、同項に規定する事由の記載がないとの理由で上告受理申立てを不適法却下することはできない。

イ 上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項、2項に規定する事由の記載がないとき（例えば、判例違反の理由しかないなど）は、決定で上告を却下しなければならない（同法316条1項）。

ウ 上告理由が民訴規則所定の方式により記載されていないことを理由に、原裁判所が民訴法316条1項2号により上告を却下する場合は、上告理由書提出期間経過後に相当の期間を定めて補正命令を発し、当該期間内に補正がされなかったことを要する（民訴規則196条2項）。

(2) 上告手数料の算出の基礎となる上告の訴額は、上告人が不服を申し出た限度で算出する。

(留意点)

控訴審において原判決を変更したときは、不服申立の範囲が控訴提起時と変動するので、改めて訴額を算出する必要がある（民訴法8条1項、昭和31年12月12日民事局長通知「訴訟物の価格の算定基準について」別紙の備考(一)）。第一審判決の認容額を基に算出することがないようにする。

(3) 第一審の決定に対して、法律上不服申立方法があるのに特別抗告を提起した場合には、不適法な特別抗告として原審で却下しなければならない（民訴法336条3項、327条2項、316条1項、家事事件手続法94条1項、87条3項）ことに注意して審査を行う。

（留意点）

即時抗告を原審却下する決定に対しては、即時抗告による不服申立てができるので、これに対する特別抗告は不適法である。「特別抗告」と題する書面が提出された場合でも当該書面の表題にとらわれることなく、特別抗告として立件すべきかどうかを含めその取扱いについて裁判官と協議するなどして適切な処理が行われるよう検討する。

(4) 特別抗告提起事件の処理に当たっては、特別抗告理由書のみではなく申立書等の記載を含めて、民訴法336条1項の理由の記載の有無を点検する。

（留意点）

特別抗告の理由として形式的には憲法違反の主張があるがそれが実質的には法令違反の主張にすぎない場合であっても、原裁判所が民訴法336条3項、327条2項、316条1項により特別抗告を却下することはできない（最三小決平成21年6月30日裁判集民事231号153頁）。上記決定の趣旨を踏まえ、憲法違反の主張を見落として原審却下することがないよう慎重に点検する。

(5) 上告審に事件記録を送付する際、上告審での審理終了後に記録が自らの庁に返還される場合は裁判書原本をつづるが、そうでない場合には裁判書正本をつづる。

（留意点）

裁判書原本の保存については、事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程8号）により保存すべき裁判所が定められている。地方裁判所及び家庭裁判所が第一審となる裁判については、控訴審及び上告審終了後、一審裁判所に記録が返還されることから、控訴審での裁判については、裁判書原本は控訴審裁判所で保存することになる。そこで、控訴審が一審裁判所に返還あるいは上告審裁判所に送付する記録には、裁判書の正本をつづる。

これに対し、高等裁判所が第一審となる裁判については、上告審における審理終

了後、高等裁判所に記録が返還され、一審裁判所である高等裁判所で原本を保存することから、上告審裁判所に送付する記録には、裁判書原本をつづり、送付する。

- (6) 上告審においては、事件記録に編てつされた判決正本に基づいて審理が行われるので、上告審に事件記録を送付する際は、事件記録に編てつする判決正本が、原本と同一内容のものであることを確認する。

(留意点)

事件記録に編てつされた判決正本に基づいて上告審の審理が行われるところ、原審判決正本の内容が原本と異なる場合は、上告審の審理（判断）に重大な支障が生じることになる。また、①上告審に対して当事者等から原審判決書の正謄本交付申請があった場合には、事件記録中の判決正本に基づいて正謄本を作成するため、原本と内容が一致しない正謄本を交付することになること、②上告審終了後は一審裁判所に事件記録が返還されるところ、同裁判所において原本と内容が一致しない控訴審判決正本を保存することとなること等、これらの事務処理に重大な支障が生じることになるので注意を要する。

7 その他

- (1) 係書記官は、郵便切手を受領又は使用するときは、予納者を確認し、予納郵便切手管理袋に所要の記載をし押印する。上訴等に伴う引継ぎの際には、主任書記官及び訟廷管理官は予納郵便切手管理袋の一連の記載内容を確認した上で、それぞれが押印する。

(留意点)

郵便切手は金券の一種であるから、予納郵便切手の管理は厳格に行う必要があるところ、その取扱いについては、予納郵便切手の取扱いに関する規程（昭和 46 年最高裁判所規程 4 号）及び予納郵便切手の取扱いに関する規程の運用について（平成 7 年 3 月 24 日付け最高裁総三第 18 号事務総長通達）に詳細に定められている。郵便切手を受領し、使用した場合には、予納郵便切手管理袋に、その都度、年月日、摘要、引継・予納額、使用額及び残額を記載し、押印すべきとされている（郵券通達記第 2、第 3）。また、上訴等で事件記録を他の裁判所に送付する際に、併せて郵便切手を引き継ぐときには、係書記官から主任書記官、更に訟廷管理官へと郵便切手が引き継がれこととなる（郵券通達第 3 の 3、第 4）。書記官としては、予納郵便切手を厳格に管理するという意識を持ち、予納郵便切手の受領、使用及び返納等を正確に予納郵便切手管理袋に記載して押印し、適切な事務処理を心がけなければならない。

(2) 家事事件について、非開示の希望に関する申出は、非開示を希望する当事者本人から非開示を希望する情報及び理由を明らかにした書面を、非開示希望情報が含まれた書面と一緒にして提出させる。

(留意点)

家事事件手続法の下では、閲覧謄写に関する規律が改められたほか、家事調停の申立書の写しを相手方に送付することが明文化されるなど、手続の透明性の観点から当事者の手続保障が図られる一方当事者が非開示を希望する情報については、裁判所の意図に反して流出することがないよう適切に管理することが求められている。非開示希望情報を適切に管理するためには、非開示希望情報が記録に表れないようにすることが重要であり、書面が提出される都度、当事者に対して非開示希望情報が含まれていないことを確認するとともに、非開示希望情報が記載された書面を提出する必要がある場合には、非開示を希望する当事者本人において非開示希望情報を黒塗りするか、当該書面と一緒にして非開示希望申立書を提出させるべきである。手続に関与していない親族等からの申出や電話による申出により処理を行うことは、裁判所における適切な情報管理の観点から相当ではない。

(別紙)

高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の 処理について

現行民事訴訟法において、高裁に上告提起事件等の審査を委ねた趣旨は、不適式な上告提起事件等について当該控訴事件を処理した高裁において排斥することで、最高裁が審理すべき事件のみを最高裁に送付することとし、それにより、裁判所全体として、訴訟事件の迅速な処理を行うこととしたものである。高裁の書記官としては、このような趣旨を十分理解した上、適切な上告提起事件等の処理を行うべきである。

そこで、高裁における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理の概要を整理し、次のとおりまとめた。さらに、これらの事件の点検事項の順序の視点から別紙のとおりチャート図に整理した。これらのものを上告提起事件及び上告受理申立て事件の執務の参考にしていただきたい。

1 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出

上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日以内に、原裁判所に上告理由書を提出しなければならない（民訴法 315 条 1 項、民訴規則 194 条）。

上告状に上告の理由が記載されていても、上告理由書提出期間内に新たな上告の理由を提出し、又はこれを補完することは自由であるから、原則として、この提出期間経過を待たずに、事件を最高裁に送付してはならない。

上告受理申立て理由書の提出についても同様である。

2 上告提起事件の適法性の審査

(1) 上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告状却下命令又は上告却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に

送付しなければならない（民訴規則 197 条 1 項）。すなわち、上告理由書提出期間内に上告理由書が提出され、そこに民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 190 条に則ったものである場合には、それが実質的には認定非難や法令違反の主張にすぎないと解される場合であっても、高裁が上告を却下することはできないと解されるから、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。上告理由書に上告理由が複数記載され、そのうちいずれか一つでも適式なものがあれば、上告を却下する余地はないから、(3)の補正命令を発する必要はなく、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告理由書が提出されていない場合であっても、上告状に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告提起となるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告状及び上告理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告を却下しなければならない（同法 316 条 1 項）。この場合、不備を補正する余地がないから、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則 196 条 1 項所定の補正命令を発すべきではなく、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成 12 年 7 月 14 日裁判集民事 198 号 457 頁）。書記官としては、提出された上告状や上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載されているかどうかを確認した上で、上告状又は上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項の事由の記載がないと判断したときは、その旨を裁判官に進言する。

なお、上告理由書において他の書面を引用し、又は相上告人の上告理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（最二小

判昭和 37 年 4 月 27 日裁判集民事 60 号 455 頁（原審に提出した準備書面を引用した例），最三小判昭和 39 年 11 月 17 日裁判集民事 76 号 151 頁（相上告人の上告理由中，利益なものを援用すると主張した例），最大判昭和 28 年 11 月 11 日民集 7 卷 11 号 1193 頁（第 1 審記録に添付した準備書面を引用した例），最二小判昭和 26 年 6 月 29 日民集 5 卷 7 号 396 頁（他事件についての上告理由書を引用した例）。

(3) 補正命令を発すべき場合

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項，2 項に規定する事由の記載（例えば「憲法違反である。」との記載）があるが，その記載が民訴規則 190 条の規定に違反することが明らかな場合，原裁判所は，決定で相当の期間を定め，その期間内に補正すべきことを命じなければならず（同規則 196 条 1 項），その期間内に不備の補正をしないときは，上告を却下しなければならない（同条 2 項）。上告理由書に上告の理由として記載はあるが，それが最高裁判所規則で定める方式により記載されていないことを理由として上告を却下するためには，相当の期間を定めて不備を補正すべきことを命じ，その期間内に補正されないことが必要である。上告理由書の点検に当たっては，記載内容に目を通し，上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項，2 項に規定する事由の記載がある場合，その全ての記載が民訴規則 190 条の規定に違反しているか否かを確認し，違反している場合には，補正命令を発すべき旨を裁判官に進言する。

なお，(1)のとおり，上告の理由は，上告理由書提出期間内は自由に補完することができるので，補正命令を発する時期は，上告理由書提出期間後となる（条解民訴規則 407 頁）。

3 上告受理申立て事件の適法性の審査

(1) 上告受理申立て理由書提出期間経過後，直ちに事件を送付すべきもの

上告受理申立て却下命令又は上告受理申立て却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則 199 条 2 項、197 条 1 項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに民訴法 318 条 1 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 199 条 1 項、191 条 2 項、3 項に則ったものである場合には、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であっても、上告受理申立て理由書に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告受理申立て及び上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通じて点検し、確認すべきである。

(2) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

ア 上告受理申立て理由書又は上告受理申立て理由書提出期間内に提出された上告受理申立て理由書のいずれにも民訴法 318 条 1 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告受理申立てを却下しなければならない（民訴法 318 条 5 項、316 条 1 項）。

イ 上告受理の申立てに係る事件が民訴法 318 条 1 項の事件に当たるか否かは、最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがって、形式的に同項の事件に当たる旨の記載がある場合には、原裁判所において当該事件が同項の事件に当たらないことを理由として却下することはできず（最一小決平成 11 年 3 月 9 日裁判集民事 192 号 109 頁判タ 1000 号 256 頁），また、上告受理申立て理由書には形式的に民訴法 318 条 1 項の事件に当たる旨（判例違反、法令違反（審理不尽、経験則違反、採証法則違反の主張も法令違反の主張と解される。福田剛久ほか判タ 1250 号 8 頁））の記載があるにもかかわらず、原裁判所において同項所定の記載がないとして、上告受理申立てを却下することもできない。同項の「重要な事項を含む」という要件に該当する記載がないと理解して、形式上、同項の事件に当たる旨の記載がないと判断すること

とは避けなければならず、このような判断をすることは、実質的に高裁が同項の事件に当たるか否かを審査して申立てを却下するものに等しく、許されないものである（上記の最決のコメント参照）。

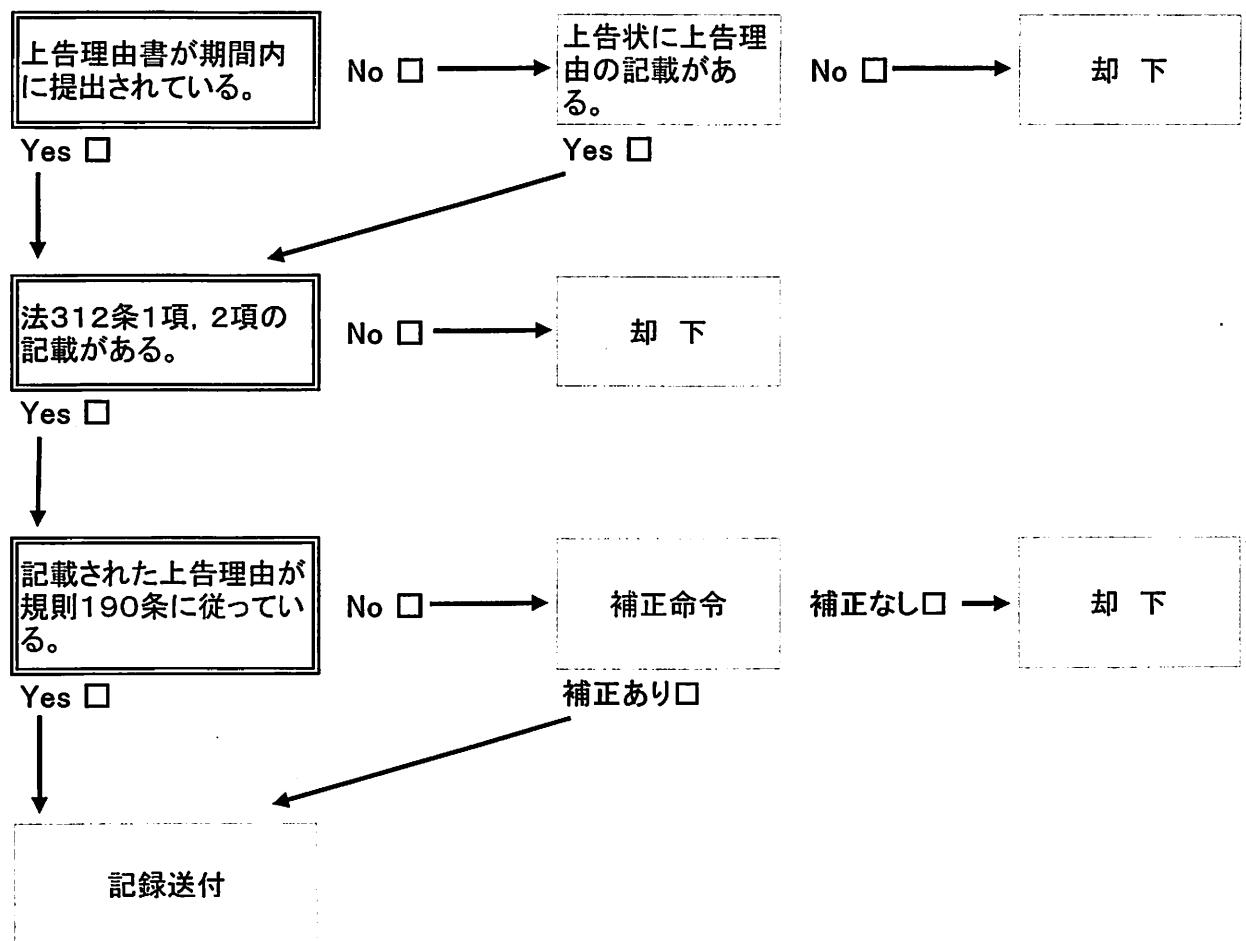
上告受理申立書又は上告受理申立て理由書に記載された上告受理申立ての理由が民訴規則 199 条 1 項、191 条 2 項、3 項の方式に違反する場合には、同規則 199 条 2 項において補正命令を発出すべき条文（同規則 196 条 1 項）が準用されているが、形式的にでも法令違反である旨が記載されていれば、この記載が民訴法 318 条 1 項の事件に該当するか否かを判断するのは最高裁のみになるから、実際には高裁において補正命令を発した上で却下することは困難である（例えば、「民法違反」とのみ記載があり、条項等の記載がないときは補正命令の対象とすることも考えられるが、通常は不服の内容から理解可能であり、補正されなかったとしても却下することは難しいことが多いと思われる。）。上告受理申立て理由書の点検に当たっては、書記官としても記載内容に目を通し、形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、事件を送付すべき旨を裁判官に進言する。

ウ 他の書面の引用

上告受理申立て理由書において他の書面を引用し、又は相申立人の上告受理申立て理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（2 の(2)の判例参照）。

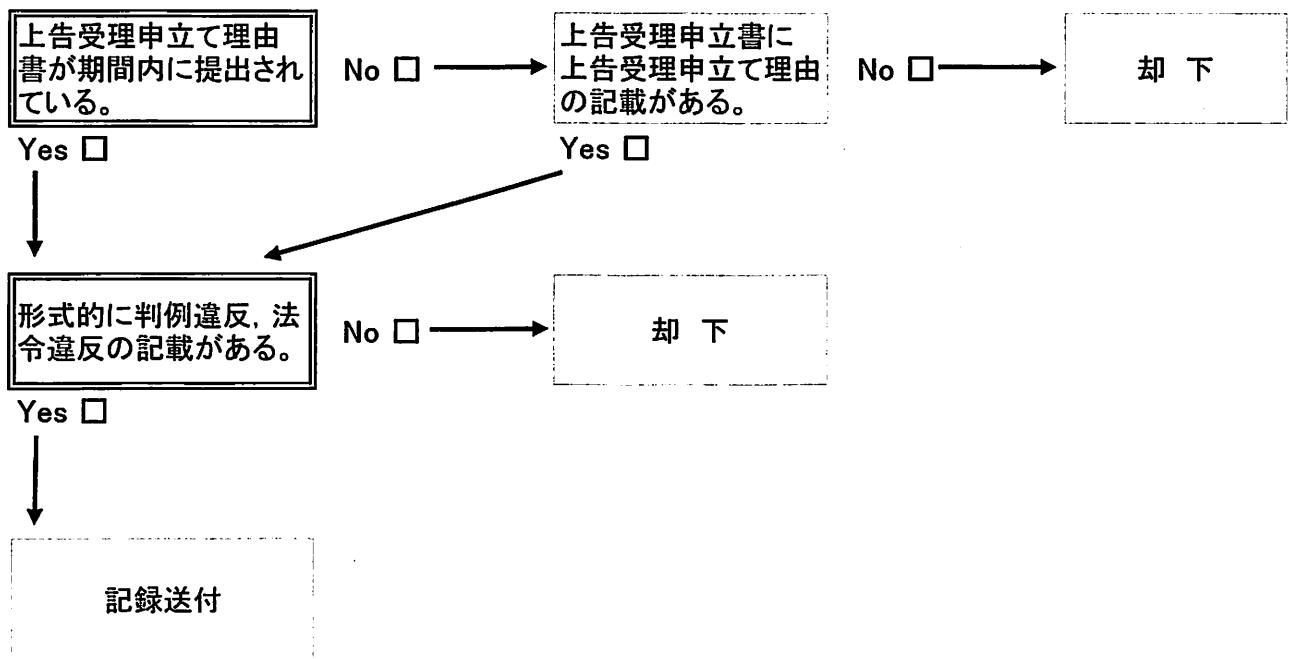
上告提起事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



上告受理申立て事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



※ 上告受理申立ての理由の記載が民訴規則199条1項、191条2項、3項の方式に違反したとしても、民訴法318条1項の事件に当たるか否かは最高裁のみが判断しうる事項であるから、実際に補正命令を発すべき場合は稀であることに注意すべきである。

第2 刑事関係

1 受付・立件に関するもの

(1) 再抗告申立書とともに再抗告審宛ての書類（例えば、再抗告審における付添人選任届）が提出されたときは、受け付けた庁において受付日付印を押印する。

（留意点）

事件係は、書類を受領した場合には、通達に従い、閲読した後、受付日付印を押す（平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」記第2の1から3まで）。

(2) 上告申立書や上告審宛の弁護人選任届を受領したときは、裁判所の表示や原判決の内容が正しく記載され、不服申立の対象となっている裁判の特定がなされているか、また被告人の署名押印等がなされているか点検し、例えば、窓口で提出された場合のように補正が可能なときは、補正をさせた上で上告審に記録を送付する。

2 送達・通知に関するもの

(1) 特別送達を実施した場合、戻ってきた送達報告書をチェックし、例えば、同居者として被告人の弟に対して補充送達がされているが、記録上、被告人が弟と別世帯で生活していることになっている場合など、送達の有効性に疑義があるときは、例えば、弁護人や被告人本人に照会した結果を記録化し、必要に応じて裁判官に相談した上で再送達を行うなど、送達の効力に疑義が生じないようにする。

（留意点）

送達は書記官の権限で行うが（刑訴法54条、民訴法98条2項）、送達が有効に行われたか否か争われれば裁判事項となるため、送達の有効性に疑義があるときは、必要に応じて裁判体と認識を共有しておくのが相当である。

(2) 被告人に対して弁護人選任に関する通知及び照会をする場合には、当該事件の罪名及び罰条から法定刑を確認し、必要的弁護事件（法定刑が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）か任意的弁護事件かを区別した上で、それに対応する適式な用紙を使用する。

（留意点）

公訴提起された被告人に弁護人が選任されていない場合、裁判所は、被告人に対して、弁護人選任権及び国選弁護人選任請求権があることを知らせなければならず、さらに、必要的弁護事件（刑訴法289条）においては、弁護人がなければ開廷することができない旨も知らせなければならない（刑訴法272条、刑訴規則177条）。

併せて、必要的弁護事件では弁護人を選任するかどうかを、任意的弁護事件では国選弁護人の選任を請求するかどうかを確認しなければならず、さらに、任意的弁護事件で国選弁護人の選任を請求するときは、資力申告書の提出が必要であることなども教示しなければならない（刑訴法272条2項、刑訴規則177条、178条）。

なお、控訴審及び上告審においても、弁護人が選任されていない被告人に対しては、公訴提起があったときと同様の様式によって弁護人選任に関する通知及び照会を行う必要がある（最二小決昭和33年5月9日刑集12巻7号1359頁は、刑訴規則178条が控訴審に準用されるとしている。）。

このように、公訴提起された事件が必要的弁護事件か任意的弁護事件かにより、通知する内容や確認、教示する事項が異なってくるが、さらに、特別法犯については、特に行行為と罰則の関係に注意する必要がある。例えば、道路交通法違反被告事件では、同法72条1項後段（報告義務違反）は任意的弁護事件であるが（同法119条1項10号）、同法72条1項前段（救護義務違反）の場合は、運転者が犯したときは必要的弁護事件となり（同法117条1項）、運転者以外の者が犯したときは任意的弁護事件となる（同法117条の5第1号）。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件では、同法14条1項（環境省令に定めのない、無許可による産業廃棄物の業としての収集など）は必要的弁護事件となる（同法25条1項1号）が、同法14条16項（政令・環境省令に反する産業廃棄物の収集などの委託）は任意的弁護事件となる（同法26条1項1号）ことから、起訴状記載の罪名と罰条（控訴審では認定された罪名と罰条）について条文に当たって法定刑を確認した上で、間違ひのない事務処理をする必要がある。

(3) 被告人に対して保釈許可決定臘本を送達する場合には、具体的な手続の進行状況を考慮し、適正迅速に実施する。

（留意点）

公判廷外で保釈が許可された場合、速やかに、同決定謄本を被告人に送達して告知するのが実務の取扱いであるところ（刑訴規則34条），収容先に宛てて送達を実施しても同決定謄本が送達される前に被告人が釈放されると不奏功となるため、被告人の釈放後に制限住居地等に宛てて送達を実施することもある。

しかし、保釈許可決定に対する不服申立て（準抗告・抗告・異議申立て）があり、原裁判の執行停止の決定がされた場合には、すぐに被告人が釈放されるとは限らないので、この場合は収容先に宛てて送達を実施する余地がある。

このように、保釈許可決定謄本の送達に当たっては、具体的な手続の進行状況に応じ、適切な送達先を選択の上、速やかに実施する必要がある。

(4) 控訴趣意書差出最終日通知書が留置期間経過で返送された場合には、控訴趣意書を差し出すべき最終日を考慮した上で、適切な送達方法を選択の上、再送達を実施する。

（留意点）

本文のようなケースにおいて再送達を実施するに当たっては、例えば次のような点を考慮し、必要に応じて裁判体と相談した上で、適切な送達方法を選択する必要がある。

- 書留郵便に付する送達を実施する場合は、その要件（刑訴規則63条、民訴法107条）具備の有無
- 特別送達を実施する場合は、控訴趣意書差出最終日が現実に送達された日の翌日から21日目以降の日でなければならない（刑訴規則236条3項）ことから、当初指定した控訴趣意書差出最終日の変更の要否

3 勾留・保釈に関するもの

勾留されている被告人の身柄が移送されたり、保釈中の被告人に実刑判決が宣告され、釈放時とは異なる場所に収容された場合には、その内容を勾留票の「移送収容」欄に正確に記載する。

4 調書・書類作成に関するもの

(1) 証拠調べにおいて、調書に添付することとなった図面や写真等があるときは、調書完成時に添付漏れがないことを確認する。

（留意点）

証拠調べにおいて、供述を補完するために図面等を示し供述者が当該図面等に

書き込みをした場合や、供述の内容を明確にするため事件記録となっていない写真を供述者に示して尋問等を行った場合などにおいて、当該図面や写真等を調書に添付するよう裁判官から指示があったときは、添付漏れがあると不完全な調書となるだけでなく（刑訴規則49条、44条2項），証拠としての機能も果たせなくなる可能性があるので注意する。

- (2) 檢察官の意見を公判調書に記載する際に、検察官提出の論告要旨を別紙として調書に引用する場合は、法律の適用についての意見が記載されているか確認する。

（留意点）

検察官の意見については、「法律の適用」についての陳述がなされるので（刑訴法293条1項），検察官から提出された論告要旨の求刑部分に「相当法条を適用の上」等の記載がない場合には、これを補充した上で公判調書に引用する必要がある（刑訴規則44条1項41号、49条）。

- (3) 人定質問（刑訴規則196条、44条1項19号）など、調書の必要的記載事項になっている手続が行われた場合、その手続を漏れなく記載する。

- (4) 作成年月日の記載漏れがないか、立会書記官の署名（記名）押印の漏れがないか確認する。

（留意点）

公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによって証明することができるとされているところ（刑訴法52条），公判調書には、当該事件の公判期日の公判廷に列席した書記官が署名（記名）押印し（刑訴規則46条1項、60条の2第1項），作成年月日を記載しなければならないこととされている（同規則58条1項）。

したがって、作成年月日の記載のない公判調書や書記官の署名（記名）押印のない公判調書は、上記法規に違反し、公判調書の有効性に疑義が生じるので（書記官の署名押印を欠く公判調書が無効とされた裁判例（東京高判昭和28年8月7日特報39号77頁、広島高判昭55年10月28日高集33巻4号298頁等）），公判調書の作成に当たっては、同調書の作成が書記官の重要な公証事務の一つであることを認識し、正確性の確保に努める必要がある。

5 裁判書の点検に関するもの

判決の形式面を中心とするほか、内容面についても、明らかに違法となるような記載がないかとの観点から判決の点検を行う必要があり、次のような点に注意して確認する。

- (1) 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」違反事件のように、事件名が長い場合や「等」が含まれている場合に、事件名が正しく記載されているか。
- (2) 本籍は戸籍謄本等の記載と合致しているか。外国人のときは「国籍」と表示し、国名がパスポートや外国人登録証明書等の記載と合致しているか。
- (3) 住居表示では市町村名（受刑中のときは刑事施設名）が正しく記載されているか。
- (4) 罰条の適用については、犯行時以降裁判時までの間に施行された改正法の有無を確認し、ある場合はその経過措置規定により、同規定がない場合は刑法6条により、新旧いずれの法律を適用すべき事案であるのかが判決上明らかにされているか。

（留意点）

例えば、自動車運転過失傷害罪について、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」は平成26年5月20日から施行されたが、同法の施行日前の犯行については、附則14条により旧法が適用されるので、施行後の判決では、罰条として「平成25年法律第86条による改正前の刑法211条2項」のように掲示することになる。

- (5) 証拠の標目中、いわゆる罪体について自白の補強証拠（刑訴法319条2項参照）が記載されているか。

（留意点）

例えば、無免許運転の罪については、運転行為のほか無免許の点についても補強証拠（運転免許照会回答書等）が必要となる（最一小判昭和42年12月21日刑集21巻10号1476頁）。

- (6) 証拠の標目には、取り調べられた書証について原本、謄本等の別が正しく記載されているか。
- (7) 未決勾留日数の本刑への算入が可能な事件であるかどうか（例えば、在宅事件で未決勾留日数の算入がされていないかどうか）、本刑が複数ある事件（例えば、懲役刑と罰金刑が併科される場合）では、主文のどの刑に算入するのか特定がされているか（被告人控訴にかかる控訴審において、控訴棄却とともに控訴審の未決勾留日数を第一審の刑に算入する場合について、いずれも同様）。